

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>(徴収の方法及び期限)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 <u>別科についての授業料及び前項の規定</u>による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあつては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(徴収の方法及び期限)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあつては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。</p> <p>(第3項省略)</p>